別表六(七)の記載要領等第１号中「対象年度」の次に「(以下この記載要領において「対象年度」という。)」を、「受ける場合を含む。)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が対象年度において同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合」を加え、同第１１号から第四号までを次のように改める。

２　「(4)≧10億円かつ(5)≧1,000人の場合において、(14)＞０のとき
又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき
((6)≧0.01又は0.005)又は((1)＝(2)＝０)」　(7)　の欄は、令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する事業年度にあつては「0.01又は」を消し、同年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「又は0.005」を消すこと。

３　「所得金額に係る要件」の各欄は、当該対象年度が租税特別措置法第42条の13第５項に規定する設立事業年度又は合併等事業年度に該当する場合には、記載しないこと。

４　「対象年度の基準所得等金額
((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)＋(別表四付表「９の①」)＋(別表七の三「５」－「11」))×$\frac{\text{対象年度の月数}}{\text{対象年度の月数}}$
（マイナスの場合は０）」　(13)　の分子の空欄には、前事業年度（租税特別措置法施行令第27条の13第６項第１号（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する前事業年度をいう。次号において同じ。)の月数を合計した数が当該対象年度の月数に満たない場合には当該合計した数を記載し、当該合計した数が当該対象年度の月数以上である場合には当該対象年度の月数を記載すること。

別表六(七)の記載要領等第七号を削り、同第六号中「「継続雇用者に対する給与等の支給額　(12)」」を「「継続雇用者に対する給与等の支給額　(17)」」に、「第42条の13第５項第１号イ」を「第42条の12の５第３項第４号（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)」に、「給与等（同法第42条の12の５第３項第３号（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)」を「同項第３号」に改め、「をいう。)」を削り、同号を同第七号とし、同第五号(二)中「「事業年度等又は連結事業年度等　(11)」」を「「事業年度等又は連結事業年度等　(16)」」に、「「(11)」から「(17)」まで」を「「(16)」から「(22)」まで」に改め、同号(三)中「「事業年度等又は連結事業年度等　(11)」」を「「事業年度等又は連結事業年度等　(16)」」に、「「(12)」から「(17)」まで」を「「(17)」から「(22)」まで」に改め、同号(三)中「「事業年度等又は連結事業年度等　(11)」」を「「事業年度等又は連結事業年度等　(16)」」に、「「(11)」から「(17)」まで」を「「(16)」から「(22)」まで」に、「「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額　(15)又は((15)×(16))　(17)」」を「「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額　(20)又は((20)×(21))　(22)」」に、「「差引((12)－(13))又は((12)－(13)＋(14))　(15)」」を「「差引　(17)－(18)＋(19)　(20)」」に、「第27条の13第３項第２号ロに」を「第27条の12の５第７項第２号ロ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に」に改め、「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第27条の13第３項第２号ロ（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する前事業年度等特定期間」を削り、同号を同第七号とし、同第四号の次に次の一号を加える。

５　「前事業年度等の基準所得等金額の合計額
((前事業年度等の月数調整前の(13))の合計)
（マイナスの場合は０）　(14)　の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該対象年度開始の日から起算して１年（当該対象年度が１年に満たない場合には、当該対象年度の期間）前の日を含む前事業年度にあつては、当該前事業年度の月数調整前の別表六(七)「13」の金額（(2)の場合には、(2)により「前事業年度等の月数調整前の(13)」の金額とされる金額）を当該前事業年度の月数で除し、これに同日から当該前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を「前事業年度等の月数調整前の(13)」の金額として計算すること。

(2)　当該法人が法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第45条の３第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）に規定する経過通算法人である場合には、前事業年度のうち連結事業年度については、「月数調整前の(13)」とあるのは、「(別表四の二付表「55の①」－「34の①」－「44の①」－「47の①」)」として計算すること。

別表六(七の二)を削る。

別表六(八)を次のように改める。